

掛川市選挙管理委員会告示第17号

掛川市選挙管理委員会規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

掛川市選挙管理委員会  
委員長 大場 浩

第19条第2号中「、主事補及び事務員」を「及び主事補」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。